

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （平成二十年度分の交付税の総額の特例） 第四条 平成二十年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、<u>第一号から第七号</u>までに掲げる額の合算額に二千五百億円を加算した額から第八号及び第九号に掲げる額の合算額を減額した額とする。 一 第六条第二項の規定により算定した額 二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下この条において「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成二十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 五千八百六十九億円 三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 二千億円 四 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 四千七百四十四億千四百八十八万九千円 五 平成二十年度における交付税の総額を確保するため前各号に掲げる額	附 則 （平成二十年度分の交付税の総額の特例） 第四条 平成二十年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、<u>第一号から第五号</u>までに掲げる額の合算額に二千五百億円を加算した額から第六号及び第七号に掲げる額の合算額を減額した額とする。 一 第六条第二項の規定により算定した額 二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下この条において「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成二十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 五千八百六十九億円 三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 二千億円 四 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 四千七百四十四億千四百八十八万九千円

の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 一兆三百二十億四千七百五十万円

六 平成二十年度における交付税の総額を確保するため第一号から第四号までに掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち前号に掲げる額以外の額 一兆二千四百十億四千七百五十万円

七 平成二十年度における借入金額の額に相当する額 三十三兆六千百七十二億九千五百四十万八千円

八 平成十九年度における借入金額の額に相当する額 三十三兆六千百七十二億九千五百四十万八千円

九 平成二十年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 五千七百十一億円

2 平成二十年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた八百七十億円を減額する。

（平成二十一年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 平成二十一年度から平成三十八年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

五 平成二十年度における借入金額の額に相当する額 三十三兆六千百七十二億九千五百四十万八千円

六 平成十九年度における借入金額の額に相当する額 三十三兆六千百七十二億九千五百四十万八千円

七 平成二十年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 五千七百十一億円

2 平成二十年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた八百七十億円を減額する。

（平成二十一年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 平成二十一年度から平成三十八年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2 平成二十一年度から平成二十四年度までの各年度分の交付税の総額については、平成十九年度における国から地方団体への税源の移譲に伴う交付税の総額の減少の影響を緩和するため、前項の額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算する。

年 度	金 額
平成二十一年度	千四百億円
平成二十二年 度	八百六十六億円
平成二十三年 度	八百六十七億円
平成二十四年度	八百六十七億円

3 平成二十一年度から平成三十五年度までの各年度分の交付税の総額は、平成二十一年度から平成二十四年度までの各年度にあつては第一項の額に当該各年度において前項の規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成二十五年度から平成三十五年度までの各年度にあつては第一項の額に同表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
--------	--------

二 当該各年度における借入金に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2 平成二十一年度から平成二十四年度までの各年度分の交付税の総額については、平成十九年度における国から地方団体への税源の移譲に伴う交付税の総額の減少の影響を緩和するため、前項の額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算する。

年 度	金 額
平成二十一年度	千四百億円
平成二十二年 度	八百六十六億円
平成二十三年 度	八百六十七億円
平成二十四年度	八百六十七億円

3 平成二十一年度から平成三十五年度までの各年度分の交付税の総額は、平成二十一年度から平成二十四年度までの各年度にあつては第一項の額に当該各年度において前項の規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成二十五年度から平成三十五年度までの各年度にあつては第一項の額に同表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
--------	--------

平成二十一年度	五千八百三十一億円
平成二十二年	六千六百九十五億円
平成二十三年	六千六百九十五億円
平成二十四年	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年	五千五百八十一億円
平成二十六年	五千百十二億円
平成二十七年	四千五百三十九億円
平成二十八年	三千九百二十四億円
平成二十九年	三千四百三十一億円
平成三十年度	二千九百十二億円
平成三十一年	二千四百五十億円
平成三十二年	千九百六十七億円
平成三十三年	千四百六十五億円
平成三十四年	九百六十六億円
平成三十五年	四百五十九億円

4 平成二十一年度及び平成二十二年の各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち、平成九年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち千三百四十八億七千五百六十二万二千円、平成十年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち三百九十七億百八十九万七千円及び平成十八年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち三千十六億千七百万円について、平成二十一年度に

平成二十一年度	五千八百三十一億円
平成二十二年	六千六百九十五億円
平成二十三年	六千六百九十五億円
平成二十四年	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年	五千五百八十一億円
平成二十六年	五千百十二億円
平成二十七年	四千五百三十九億円
平成二十八年	三千九百二十四億円
平成二十九年	三千四百三十一億円
平成三十年度	二千九百十二億円
平成三十一年	二千四百五十億円
平成三十二年	千九百六十七億円
平成三十三年	千四百六十五億円
平成三十四年	九百六十六億円
平成三十五年	四百五十九億円

4 平成二十一年度及び平成二十二年の各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち、平成九年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち千三百四十八億七千五百六十二万二千円、平成十年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち三百九十七億百八十九万七千円及び平成十八年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち三千十六億千七百万円について、平成二十一年度に

当該年度分の交付税の総額から三千八百八十六億千七百万円を、平成二十二年度に当該年度分の交付税の総額から八百七十五億七千七百五十一万九千円をそれぞれ減額する。

5 前条第一項第六号に掲げる額に相当する額を平成二十三年度から平成二十七年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、第三項の規定による額から二千四百八十二億九百五十万円を減額した額とする。

6 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

当該年度分の交付税の総額から三千八百八十六億千七百万円を、平成二十二年度に当該年度分の交付税の総額から八百七十五億七千七百五十一万九千円をそれぞれ減額する。

5 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

改正案		現行	
附則 (交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の額の特例) 第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第三号から第六号までに掲げる額の合算額を加算した額とし、平成二十一年度及び平成二十二年年度 にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額とし、平成二十三年度及び平成二十四年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十五年度から平成二十七年までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三十五年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額とする。 一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第二項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する金額		附則 (交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の額の特例) 第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第三号及び第四号 に掲げる額の合算額を加算した額とし、平成二十一年度から平成二十四年度までの各年度にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額とし、平成二十五年から	
年 度	金 額	年 度	金 額

平成二十一年度	千四百億円
平成二十二年度	八百六十六億円
平成二十三年度	八百六十七億円
平成二十四年度	八百六十七億円

二 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十一年度	五千八百三十一億円
平成二十二年	六千六百九十五億円
平成二十三年度	六千六百九十五億円
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年	五千五百八十一億円
平成二十六年	五千百十二億円
平成二十七年	四千五百三十九億円
平成二十八年	三千九百二十四億円
平成二十九年	三千四百三十一億円
平成三十年度	二千九百十二億円
平成三十一年	二千四百五十億円
平成三十二年	千九百六十七億円
平成三十三年	千四百六十五億円
平成三十四年	九百六十六億円
平成三十五年	四百五十九億円

三 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成二十三年度から

平成二十七年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千

平成二十一年度	千四百億円
平成二十二年度	八百六十六億円
平成二十三年度	八百六十七億円
平成二十四年度	八百六十七億円

二 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十一年度	五千八百三十一億円
平成二十二年	六千六百九十五億円
平成二十三年度	六千六百九十五億円
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年	五千五百八十一億円
平成二十六年	五千百十二億円
平成二十七年	四千五百三十九億円
平成二十八年	三千九百二十四億円
平成二十九年	三千四百三十一億円
平成三十年度	二千九百十二億円
平成三十一年	二千四百五十億円
平成三十二年	千九百六十七億円
平成三十三年	千四百六十五億円
平成三十四年	九百六十六億円
平成三十五年	四百五十九億円

四百八十二億九百五十万円